

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。
新勤務先では1.特別徴収継続の場合を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。
納税管理人を定め「市民税納税管理設定（変更）申告書」を提出するよう対象者にご指導ください。

御注意

記入例 C
普通徴収

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

		※市処理欄		年度 別事業所 1/1 無 資料無 普徴					
(宛先) 伊勢崎市長		(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所) 〒 012 - 3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指定番号 190△△△△△	宛名番号 1234				
令和 7 年 9 月 5 日提出		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	氏名又は 名称 株式会社 ○×商事	所属 人事課人事労務係	担当者 氏名 特徴 花子				
		個人番号 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	連絡先 電話 000-000-0000 内線 (123)					
給 与 所 得 者	フリガナ	イ セ サキ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ※ 1～3のいずれかの番号を 必ず記入してください
	氏 名	伊 勢 崎 一 郎							
	生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日							
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	1月1日 現在の住所	群馬県伊勢崎市△△3-2-1							
異動後の 住 所									
				140,000 円	35,600 円	104,400 円	31日	1 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 右から 1～7の いずれか を記入 〔7その他の事由・理由〕	3 1. 特別徴収継続 ※税額を引き継いでください →新勤務先で1.特別徴収 継続の場合を記入 2. 一括徴収 ※1月以降は必須 →2.一括徴収の場合を記入 3. 普通徴収(本人納付) →3.普通徴収の場合を記入 右から 1～3の いずれか を記入

1. 特別徴収継続の場合

(特別徴収義務者) 新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	〒 -	8 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9 月分で 普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額	新しい勤務先では、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入します。		
	所 在 地					
	フリガナ					
	氏名又は名称					
	給 先	電 話	内 線 ()	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入 1 必要 2 不要

2. 一括徴収の場合

理 由 あてはまる 数字に○	1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で 納入します。
	2 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由 あてはまる 数字に○	① 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市記入欄
	2 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市政府 市民税課 個人市民税係
※不足する場合は、複写(コピー)してご使用ください。